

テーマ監査報告書  
「使用料・手数料の減免について」

別府市監査委員

## 第1 監査のテーマ

使用料・手数料の減免について

## 第2 監査の期間

平成24年11月2日～平成25年1月31日

## 第3 監査の目的

使用料は、行政財産や公の施設を使用し又は利用する者からその対価を徴収するものであり、手数料は地方公共団体が提供する役務を提供するための経費の全部または一部を負担させるための収入である。

これら使用料・手数料の全部又は一部を免除することは、地方公共団体の有する権利の放棄であることから、その理由や要件は、一定の明確な基準のもとで例外的に適用すべきものであり、受益者負担の原則に十分配慮し、広く市民から理解を得られるよう公平、公正に適用すべきものである。

このようなことから、減免制度に関する事務処理が法令や条例等に基づき適正に行われているかを検証し、今後の歳入確保と公平、公正な減免制度の運用に資することを目的として監査を実施した。

## 第4 監査の対象

平成23年度一般会計及び特別会計の歳入科目のうち、使用料及び手数料に係る収入を監査対象とした。なお、市税及び税外収入の督促手数料については除外した。

## 第5 監査の着眼点

- 1 使用等に係る申請、決定の方法及び使用料・手数料の算定は適正になされているか。
- 2 減免規定及び基準は整備されているか。
- 3 減免申請及び決定は関係規定に適合しているか。
- 4 減免額は規定に基づき適正に算定されているか。
- 5 減免に関する規定の内容及びその適用は公平であるか。

第6 使用料・手数料一覧

1 使用料一覧表

部 課 名	名 称	平成23年度決算額
総務部		
財産活用課	庁舎等使用料	1,572,230
企画部		
政策推進課	生活バス運転者宿舎使用料	147,000
ONSENツーリズム部		
観光まちづくり課	十文字レストハウス使用料	207,900
	電柱等使用料	6,260
	土地等使用料	280,160
	地獄蒸し工房使用料	12,493,250
温泉課	市営温泉入浴料	74,857,710
	共同温泉等給湯料	21,837,960
	市営温泉建物使用料	1,112,750
	亀陽泉会館等使用料	405,960
	市営温泉土地使用料	95,890
	浴衣使用料	3,959,550
商工課	勤労者研修センター使用料	1,100
	勤労者体育センター使用料	2,587,010
	労働者福祉センター使用料	7,434,140
	竹細工伝統産業会館使用料	3,192,110
商工課(市場)	売上高使用料	7,175,024
	施設使用料	17,215,044
	電柱等使用料	85,987
競輪事業課	市民広場使用料	14,890
	ふれあい会館使用料	38,490
	競輪温泉入浴料	1,663,100
農林水産課	電柱等使用料	493,539
生活環境部		
人権同和教育啓発課	人権啓発センター使用料	24,150
環境課	墓地使用料	3,212,000
	大所飲料水供給施設使用料	933,823
	土地等使用料	3,177
	ごみ処理施設使用料	63,550
	電柱使用料	11,086
	清掃事務所等施設使用料	104,580
福祉保健部		
社会福祉課	社会福祉会館使用料	2,348,310
障害福祉課	身体障害者福祉センター使用料	1,783,025
児童家庭課	児童館等使用料	142,660
高齢者福祉課	ゲートボール場内設置電柱使用料	2,200
健康づくり推進課	保健センター施設等使用料	818,320

部 課 名	名 称	平成23年度決算額
建設部		
都 市 政 策 課	土 地 等 使 用 料	775,281
道 路 河 川 課	永 年 使 用 料	45,018,380
	一 時 占 用 料	1,308,360
	土 地 等 使 用 料	206,300
	普 通 河 川 占 用 料	6,145,972
	普 通 河 川 一 時 占 用 料	31,178
公 園 緑 地 課	公 園 使 用 料	6,688,164
建 築 住 宅 課	市 営 住 宅 使 用 料	371,774,423
	市 営 住 宅 土 地 使 用 料	1,848,818
	市 営 住 宅 駐 車 場 使 用 料	9,735,834
下 水 道 課	下 水 道 使 用 料	1,135,260,846
	下 水 道 用 地 等 使 用 料	151,930
教育委員会		
教 育 総 務 課	学 校 建 物 等 使 用 料	94,270
	学 校 建 物 等 使 用 料	54,080
	野口ふれあい交流センター使用料	485,525
学 校 教 育 課	保 育 料	34,465,700
生 涯 学 習 課	市 民 会 館 施 設 使 用 料	3,758,210
	公 民 館 施 設 使 用 料	1,463,810
	公 民 館 土 地 使 用 料	75,910
	地 区 公 民 館 施 設 使 用 料	9,913,445
	地 区 公 民 館 等 土 地 使 用 料	14,400
	美 術 館 観 覧 料	165,780
	ふれあい広場サザンクロス使用料	1,080,400
	古 代 遺 跡 土 地 使 用 料	32,560
浜田温泉資料館使用料	0	
ス ポ ー ツ 健 康 課	学 校 建 物 等 使 用 料	1,547,637
	学 校 建 物 等 使 用 料	807,870
	クレー射撃場使用料	189,000
	体 育 施 設 使 用 料	650,820
別 府 商 業 高 等 学 校	授 業 料	0
	学 校 建 物 等 使 用 料	34,830

注： 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い別府商業高等学校の授業料は徴収していない。

2 手数料一覧表

部 課 名	名 称	平成23年度決算額
総務部		
課 税 課	土地家屋台帳閲覧等手数料	538,960
	各種証明手数料	8,670,200
ONSENツーリズム部		
商 工 課	竹細工伝統産業会館受託加工手数	0
農 林 水 産 課	鳥獣飼養許可証交付手数料	27,200
生活環境部		
市 民 課	各種証明手数料	14,941,600
	自動車臨時運行許可手数料	948,000
	住民票手数料	17,885,400
	住民基本台帳閲覧手数料	160,200
	戸 籍 手 数 料	15,296,400
	住民基本台帳カード手数料	269,500
環 境 課	犬の登録手数料	1,059,000
	狂犬病予防注射済票交付手数料	2,176,350
	犬の鑑札再交付手数料	6,400
	狂犬病予防注射済票再交付手数料	340
	各種証明手数料	0
	設計審査手数料	0
	工事しゅん工検査手数料	0
	廃棄物処理手数料	134,702,080
	営業許可手数料	456,000
建設部		
下 水 道 課	下水道排水設備指定工事店登録手数料	169,500
	下水道排水設備責任技術者登録手数料	9,000
建 築 指 導 課	建築確認等申請手数料	7,049,600
	中間検査申請手数料	516,000
	完了検査申請手数料	2,348,500
	優良宅地造成等認定申請手数料	0
	開発行為等許可申請手数料	1,491,740
教育委員会		
生 涯 学 習 課	資料複写手数料	54,830
別 府 商 業 校 高 等 学 校	入 学 考 査 料	424,600
	各種証明手数料	38,400
	入 学 料	909,650
消防本部		
消 防 本 部	各種申請及び証明手数料	791,200
行政委員会		
農 業 委 員 会	各種証明手数料	3,030

## 第7 減免制度について

地方自治法の規定により使用料・手数料に関する事項は条例に定めなければならない、減免に係る規定も条例に設けておく必要がある。

本市においても、別府市使用料の徴収に関する条例、別府市手数料条例を定め、それぞれ必要な場合に減免できることが定められている。

また、公の施設や特殊な使用料・手数料などについて、個別の条例に減免できる旨を定めているものもあり、これら条例の規定を受け、減免対象や減免割合などの細目を規則で定めている。

使用料の主な減免理由としては、(1)市が主催する行事に使用(2)国又は他の地方公共団体が公用に使用(3)公共的団体が公共の用に使用などであり、手数料の主な減免理由としては(1)国又は他の地方公共団体、その他公共団体において公用又は公共用に使用(2)生活保護の受給者が直接必要とするための申請などである。

現行の条例規則で定められた減免理由をまとめたものが別表(P13～)である。

## 第8 監査の結果

### 1 共通事項

(1)使用等に係る申請、決定の手續及び使用料・手数料の算定は適正になされているか。

- ・提出された申請書について、申請日、申請の内容等が記入されていないものや誤っているものなど書類上不備のあるもの、申請者が使用者（団体）ではなく関係課の課長名等で申請しているものが見られた。

- ・また、申請書に決裁欄が設けられているものについても起案日、決定日が未記入や誤謬となっているもの、決裁欄に決裁印がないものなどが見られた。

- ・使用料の算定が誤っているものが見られた。

- ・使用料・手数料の根拠となる使用許可等にあたっては、別府市事務決裁規程において専決区分により決裁者が定められているが、これに誤りのあるものが見られた。

- ・使用等に係る申請理由、使用許可等に係る決定理由、適用条項が記入されていないものや供覧を行っているのみで意思決定がなされていないものが見られた。

- ・市内部による市有財産等の使用については、条例等に基づく使用申請・使用許可(それに伴う使用料の減免手續)を行っているものと使用許可を要しないものとして使用承認申請・使用承認の形態により手續を行っているものが見られた。

(2)減免規定及び基準は整備されているか。

- ・すべての使用料・手数料について条例・規則において減免規定が整備されており、要綱等を別途定めているものもあった。

(3)減免申請及び決定は関係規定に適合しているか。

・提出された申請書について、申請日、申請の内容等が記入されていないものや誤っているものなど書類上不備のあるもの、申請者が使用者（団体）ではなく関係課の課長名等で申請しているものが見られた。

また、申請書に決裁欄が設けられているものについても起案日、決定日が未記入や誤謬となっているもの、決裁欄に決裁印がないものなどが見られた。

・減免の適用を受けているが、減免申請書の提出が遅延しているものや提出がなされていないものが見られた。

・減免の決定にあたっては、別府市事務決裁規程において専決区分により決裁者が定められているが、これに誤りのあるものが見られた。

・減免の申請理由、決定に係る決定理由、適用条項が示されていないものや供覧を行っているのみで意思決定がなされていないものが見られた。

・各条例等の減免規定の中で「その他特に市長が必要と認めたとき」に使用料・手数料を減免できるとされている。本規定は、あくまで例外的な事案に対するものであり、多用されるべきものではないが、事案の特殊性、減免の必要性等が検討されることなく適用されていた。

・別府市行政財産使用料減免規則第4条において「使用料減免の額は、市長がそのつど諸状況を勘案し、定める」とされているが、状況の勘案の形跡がないまま使用料を自動的に免除しているものが見られた。

(4)減免額は規定に基づき適正に算定されているか。

・減免すべき金額の算定が誤っているものや、減免すべき金額を算定していないため減免額が不明であるものが多く見られた。

(5)減免に関する規定の内容及びその適用は公平であるか。

・同様の使用形態を有する施設において、減免の対象者が異なるものが見られた。

・施設等の使用料減免について、営利目的での使用に関する判断規定が定められていないものが見られた。

## 2 個別事項

### (1)総務部

#### ア 財産活用課

##### [庁舎等使用料]

使用期間の延長について、別府市公有財産規則第38条に規定する使用期間延長の決裁を受けたと判断できないものが見られた。

行政財産使用料減免に関する決裁で、専決権者の決裁が無いものが見られた。  
減免規定の誤った適用条項を記載しているものが見られた。

## (2) O N S E N ツーリズム部

### ア 観光まちづくり課

#### [土地等使用料]

別府市行政財産使用料減免規則第2条第4号の「特に必要があるとみとめるとき」を適用して減免した場合に、適用理由が記載されておらず不明のものが見られた。

### イ 温泉課

#### [市営温泉建物使用料]

建物使用料に減免規定の誤った適用条項を記載しているものが見られた。  
使用料について、算定根拠が不明なものが見られた。

### ウ 商工課

#### [勤労者研修センター使用料]

使用許可及び使用料減免に係る起案を一括して行っていたが、減免に係る記載がなく、減免理由等が不明であった。

現在の自治会と大分県東部勤労者福祉サービスセンターが占有している状況がセンター本来の公の施設としての機能を果たしているか疑問が残る。公の施設としての存続を含め今後の施設のあり方を検討されたい。

#### [勤労者体育センター使用料]

別府市別府勤労者体育センター使用に伴う付属器具等使用料の減免について一部規則と異なった取扱いをしていた。

#### [竹細工伝統産業会館使用料]

使用料減免申請書の書面において、決裁事項、減免事由、適用条例及び規則に関する項目に記載がなく、減免理由、適用根拠規定等が不明なものが見られた。

また、免除、減額、減免しない等決定内容に関する項目の記載がないまま、減免承認の決裁事務を行っていた。

#### [勤労者体育センター使用料] [竹細工伝統産業会館使用料]

受付台帳が作成されていないので、使用許可や減免の全体的な状況がつかみ難い状況となっていた。効率的な事務処理に向けた検討を行われたい。

#### [公設卸売市場施設使用料]

公設市場の施設使用料の減免率の決定及び減免理由について決裁時に説明不足な面が見られた。

### エ 農林水産課

#### [電柱等使用料]



行政財産の使用許可を行っている土地について、長期間の使用許可を行っているものが見られた。使用期間が長期になる場合には土地の貸付けについて検討を行われない。

### (3)生活環境部

#### ア 人権同和教育啓発課

[別府市人権啓発センター使用料]

開館時間外の使用料について、条例等の規定がないため算定根拠が不明。

#### イ 環境課

[廃棄物処理手数料]

任意の様式の提出を受け、処理を行っているが、役務の提供及び減免に係る決定事項が明記されておらず、供覧を行っているのみで意思決定がなされていなかった。

### (4)福祉保健部

#### ア 社会福祉課

[社会福祉会館使用料]

別府市社会福祉会館使用料減免申請書において、決裁事項の減免事由、適用条例及び規則に関する項目に記載がなく、減免理由、適用根拠規定等が不明であった。

また、免除、減額しない等決定内容に関する項目にも記載がないまま減免承認の決裁事務を行っていた。

#### イ 児童家庭課

[児童館等使用料]

別府市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則第4条第3項に規定する児童館使用許可書を交付していなかった。

別府市児童館の設置及び管理に関する条例に基づき使用料が無料とされるものに対して、使用料免除の決定を行っていた。

### (5)建設部

#### ア 道路河川課

[永年使用料]

道路占用料について、別府市道路占用料徴収条例第2条第3項第5号に規定する市長の定めがなされておらず、「占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件」の内容が確認できないため、減免を適用するものとの区別ができなかった。

[普通河川占用料]

普通河川占用料の減免について、減免申請書が提出されておらず減免の理由及び適用条項が不明であった。また、減免について規則上申請の規定がなく、様式も定められていなかった。

#### イ 公園緑地課

##### [公園使用料]

使用日を特定せずに年間を通じた使用申請書が提出されているものが見られた。

#### ウ 建築住宅課

##### [市営住宅使用料]

災害による被災者の使用料の減免について、使用料の減免申請書が提出されていなかった。

別府市営住宅等の家賃の減免及び徴収猶予に関する要綱の中で、公営住宅法及び条例等の規定を遵守しない場合の適用除外規定が設けられているが、適用除外措置が取られていない事例が見られた。

### (6)教育委員会

#### ア 教育総務課

##### [学校建物等使用料]

使用許可及び使用料減免に係る起案を一括して行っていたが、減免に係る記載がなく、減免理由等が不明であった。

#### イ 学校教育課

##### [幼稚園保育料]

規則に定める保育料減免申請書の宛先が別府市長となっていた。教育委員会が所管する公の施設の使用料の徴収及び減免に関する事務は教育委員会に委任されており、教育委員会宛てに提出されるべきである。

また、減免決定通知書の差出人が学校教育課長となっており、公印も省略されていた。

使用料の減免は教育委員会の権限であり、また公印の省略は、別府市教育委員会文書管理規程第6条により別府市文書管理規程によるとされ、同規程第32条第2項に限定されている省略理由には該当しない。

#### ウ 生涯学習課

##### [市民会館施設使用料] [公民館施設使用料] [地区公民館施設使用料]

##### [別府市ふれあい広場・サザンクロス施設使用料]

規則に定める減免申請書の様式に使用日時記載欄がなかった。減免の決定については、同申請書の副申欄で決裁しているためいつの使用に係る減免決定か明確にする必要がある。

なお、会議室等の使用に伴う電灯使用、空調設備使用等に係る使用料（市民会館

施設使用料を除く) について一部規則と異なる取扱いが見られたので、実態を勘案し、必要であれば規則の改正を行われたい。

エ スポーツ健康課

[学校建物等施設使用料]

規則に定める減免申請書の様式に使用日時記載欄がなかった。減免の決定については、同申請書の副申欄で決裁しているためいつの使用に係る減免決定か明確にする必要がある。

また、副申欄に適用条項等一切の記載がなかった。

[体育施設使用料]

体育館使用に伴う電灯使用に係る使用料について規則と異なる取扱いが見られたので、実態を勘案し、必要であれば規則の改正を行われたい。

## 第9 監査委員の意見

### 1 使用等及び減免の申請、決定に係る事務処理について

使用等及び減免の申請や決定に係る事務手続きの中で書類上の不備のあるもの、使用料・手数料及び減免の額の算定がなされていないもの、決定にあたって理由や適用条項の記載のないもの、専決区分で定められた決裁を受けていないものなど不適切な事務処理が見られた。

使用許可等及び減免決定については条例等に基づく行政行為であり、不適切な事務処理によって使用料・手数料や減免の決定に誤謬が発生すれば市民に疑義を生じさせることとなり、公平・公正な制度の運営が困難となる。定められた規定に基づき必要事項が漏れや誤りなく記入されているかを十分にチェックし、適正な事務執行に努められたい。

また、市の内部間における公の施設の使用も含めた公有財産の使用については、各課等において手続きの方法が異なるものとなっていた。これらの申請については、年間で相当数の申請の許可を行っている部署もあり、事務処理の効率化という観点から統一した手続きの方法を検討されたい。

民間団体の施設等の使用に際し、関係する課の課長名等で申請等が行われているものが複数見受けられた。市が主催するものと間違われたケースもあり、条例等に基づき使用者からの申請を指導されたい。

### 2 使用料・手数料の減免について

本市においては多種にわたる公共施設の設置や役務の提供を行っており、法人や個人、任意の団体等多様な使用者が多様な目的をもって、行政サービスを受けている。

使用料及び手数料については、これらの対価として市が徴収をするもので、その基本はあくまでも受益者負担の原則を求めるものである。

そのうえで減免制度については、公益に資するものであるか、負担能力から支援の必要があるかなどを基準として判断をするもので、あくまでも「政策的、特例的な措置」であることを再認識し、その適用については真にやむを得ないものに限定すべきである。

また、減免の適用を行う場合においても、減免する使用料・手数料の額を明らかにするとともに施設等の使用に伴う冷暖房料等光熱水費の実費部分については、最低限徴収すべきものとする。

### 3 統一的な指針の策定について

使用料・手数料の減免については、条例や規則の減免規定に「その他、特に市長が必要と認めるとき」、「前各号のほか、特に必要があると認めるとき」など、個別の理由を精査して減免の可否を判断すべきものであるが、本号を適用する際に判断理由を示さないまま減免の可否を決定しているものが見られた。

また、各課における減免適用の判断が不統一であり、結果的に減免制度の公平性や透明性が担保できない状態となっている。

こうした状況を是正するためにも、統一した判断指針等を策定することが望まれる。

また、使用団体や使用目的は多様であり、その公益性も一律ではないことから、減免の適用については全てが一律に100%の減額を行うのではなく、その公益性に応じた受益者負担を求めていくべきである。

なお、統一的な指針の適用に馴染まず個別の運用規定を設ける場合においても、公平性を担保するために可能な限り指針に定められた考え方を反映させた運用が望ましい。

#### 4 まとめ

本市の財政収支の中期見通しにおいては、平成24年度以降継続的な歳入不足が見込まれ、使用料等の歳入の確保は重要な課題となっており、これまで以上に公有財産の積極的な活用が求められる。

このような状況の中、自然エネルギーによる発電設備の設置用地として保有する公有財産を民間等に貸与するという政策を打ち出している自治体も見られ、今後、自治体が保有する公有財産を多様な形で活用しようという流れは加速していくものと考えられる。

こうした課題に備えるためにも、減免の取扱いも含め公有財産の使用許可、貸付に関する考え方を整理して、一定の統一した指針や運用基準等を定めておくことは重要である。

最後に、監査の目的の項において述べたように、使用料・手数料の減免の決定については「権利の放棄」という重要な意思決定を伴うものであることを再認識し、使用団体、使用目的の公益性や負担能力の状況、利用者個人の利益につながるものではないか等、真の公益上の必要性を検証し、広く市民の理解を得られるような制度運営を図っていくよう努められたい。

なお、本監査で指摘した事項等の取組状況について、今後、監査を実施して確認する予定であることを付記する。



部 課 名	名 称	減免制度の内容																			
		市が主催又は共催する行事に使用	国又は公共団体が公用に使用	公共的団体が公共の用に使用	災害等の発生により応急的に使用	又は社会体育団体が使用	教育委員会に登録する社会教育団体 理由があるとき認めるとき	学校教育団体で委員会が特に 生活保護を受けている者が使用	収入が低額な場合	必要と認められた者が使用	小中学校支援学校の児童生徒が、 学校教育活動の一環として使用	一ヶ月以上連続して入浴に 医師の診断により砂湯又は蒸し湯に 共催する行事に使用又は 教育委員会が主催又は 損害を受けたとき	災害等の発生により	福祉関係団体がその事業目的に使用	施設を使用できないとき	施設使用者の責めに帰すことなく、 体育協会が主催するスポーツ行事	等に伴い飲用水が使用できない場合 過失によらない漏水又は施設の工事	その他	特に必要があると認めるとき		
生活環境部																					
人 教 育 課	和 同 啓 課	人権啓発センター使用料	○																		
		墓地使用料																			
		大所飲料水供給施設使用料																			
		土地等使用料																			
		ごみ処理施設使用料																			
		電柱使用料																			
環 境 課		清掃事務所等施設使用料																			
		社会福祉会館使用料																			
		身体障害者福祉センター使用料																			
		児童家庭課																			
		児童家庭課																			
		高齢者福祉課																			
福祉保健部																					
都 市 政 策 課	道 路 河 川 課	土地等使用料	○																		
		永年時占用料																			
		土地等使用料																			
		普通河川占用料																			
		普通河川一時占用料																			
		公園緑地課																			
建 築 住 宅 課		市営住宅使用料																			
		市営住宅土地使用料																			
		市営住宅駐車場使用料																			
下 水 道 課		下水道使用料																			
		下水道用地等使用料																			
建設部																					
都 市 政 策 課	道 路 河 川 課	土地等使用料	○																		
		永年時占用料																			
		土地等使用料																			
		普通河川占用料																			
		普通河川一時占用料																			
		公園緑地課																			
建 築 住 宅 課		市営住宅使用料																			
		市営住宅土地使用料																			
		市営住宅駐車場使用料																			
下 水 道 課		下水道使用料																			
		下水道用地等使用料																			

部 課 名	名	称	減免制度の内容																									
			市が主催又は共催する行事に使用	国又は公共団体が公用に使用	公共的団体が公共の用に使用	災害等の発生により応急的に使用	又は社会体育団体が使用	又は社会教育団体が使用	理由があるとき	生活保護を受けている者が使用	収入が低額な場合	必要と認められた者が使用	小中学校、支援学校の児童生徒が、学校教育活動の一環として使用	一ヶ月以上連続して入浴	医師の診断により砂場又は蒸し湯に	共催する行事に使用	損害を受けたとき	福祉関係団体がその事業目的に使用	施設を使用できないとき	施設使用者の責めに帰すことなく、	体育協会が主催するスポーツ行事	等に伴い飲用水が使用できない場合	過失によらない漏水又は施設の工事に伴い	その他	特に必要があると認めるとき			
教育総務課	学校建物等使用料	学校	○																									
	学校建物等使用料	学校	○																									
学校教育課	野口ふれあい交流センター使用料	野口ふれあい交流センター	○																									
	保育料	保育	○																									
生涯学習課	市民会館施設使用料	市民会館	○																									
	公民館施設使用料	公民館	○																									
	公民館土地使用料	公民館	○																									
	地区公民館施設使用料	地区公民館	○																									
	地区公民館等土地使用料	地区公民館	○																									
	美術館観覧料	美術館	○																									
	ふれあい広場サングラス使用料	ふれあい広場	○																									
	古代遺跡土地使用料	古代遺跡	○																									
	浜田温泉資料館使用料	浜田温泉資料館	○																									
	学校建物等使用料	学校	○																									
スポーツ健康課	学校建物等使用料	学校	○																									
	クレー射撃場使用料	クレー射撃場	○																									
	体育施設使用料	体育施設	○																									
別府高等学校	授業料	授業																										
	学校建物等使用料	学校	○																									

注：減免制度の内容について、適用する使用料が1つ以下の場合は「その他」の欄に記載した。



2 減免制度(手数料)

部 課 名	名	称	減免制度の内容
総務部			
課 税 課	土地家屋台帳閲覧等手数料	料	
	各種証明手数料	料	
ONSENツーリズム部			
商 工 課	竹細工伝統産業会館受託加工手数料	料	
農 林 水 産 課	鳥獣飼養許可証交付手数料	料	
生活環境部			
	各種証明手数料	料	
	自動車臨時運行許可手数料	料	
市 民 課	住民票手数料	料	
	住民基本台帳閲覧手数料	料	
	戸籍手数料	料	
	住民基本台帳カード手数料	料	
	犬の登録手数料	料	
環 境 課	狂犬病予防注射済票交付手数料	料	
	犬の鑑札再交付手数料	料	
	狂犬病予防注射済票再交付手数料	料	
	営業許可手数料	料	
建設部			
下 水 道 課	下水道排水設備指定工事店登録手数料	料	
	下水道排水設備責任技術者登録手数料	料	
	建築確認等申請手数料	料	
建 築 指 導 課	中間検査申請手数料	料	
	完了検査申請手数料	料	
	優良宅地造成等認定申請手数料	料	
	開発行為等許可申請手数料	料	
教育委員会			
生涯学習課	資料複写手数料	料	
別 府 商 業 校	入学検査料	料	
高 等 学 校	各種証明手数料	料	
人	入学料	料	
消防本部			
消 防 本 部	各種申請及び証明手数料	料	
行政委員会			
農 業 委 員 会	各種証明手数料	料	

○別府市手数料条例

第6条 次の各号の一に該当する場合は、手数料を減額又は免除することができる。

- (1)国又は他の地方公共団体、その他公共団体において、公用又は公共用に使用するため申請があったとき
- (2)生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者が直接必要とするため申請したとき。
- (3)市長が天災その他の特別の事由があると認めるとき。

